

株式会社マイナズ

許可番号 (13-ユ-302464)

<返戻金制度に関して>

当社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記のとおりです。

本サービスでの紹介によって採用された応募者が、入社後 3 ヶ月以内に明らかに応募者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、弊社は受領したコンサルティングフィーのうち、下記の金額を返還いたします。

1 ヶ月以内で退職した場合コンサルティングフィーの 60%

1 ヶ月超え 2 ヶ月以内で退職した場合コンサルティングフィーの 30%

3 ヶ月超え 3 ヶ月以内で退職した場合コンサルティングフィーの 10%

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。